

【表紙】

【発行登録番号】	29－投法人1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年12月26日
【発行者名】	日本リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 杉田 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋一丁目18番1号
【事務連絡者氏名】	双日リートアドバイザーズ株式会社 財務企画本部 業務企画部長 石井 崇弘
【電話番号】	03-5501-0080
【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人の名称】	日本リート投資法人
【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】	投資法人債券（短期投資法人債券を除く。）
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2018年1月6日）から2年を経過する日（2020年1月5日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

(1) 【銘柄】

未定

(2) 【投資法人債券の形態等】

未定

(3) 【引受け等の概要】

未定

(4) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

未定

(5) 【振替機関に関する事項】

未定

(6) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2010年10月26日

登録番号 関東財務局長第72号

(7) 【手取金の使途】

特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）第2条第1項における意味を有します。）の取得資金、借入金の返済資金、投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の償還資金、敷金・保証金の返還資金、修繕等の支払資金及び運転資金等に充当します。

(8) 【その他】

未定

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間	第10期（自 2017年1月1日 至 2017年6月30日）	2017年9月26日関東財務局長に提出
計算期間	第11期（自 2017年7月1日 至 2017年12月31日）	2018年4月2日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第12期（自 2018年1月1日 至 2018年6月30日）	2018年10月1日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第13期（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）	2019年4月1日までに関東財務局長に提出予定
計算期間	第14期（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）	2019年9月30日までに関東財務局長に提出予定

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

日本リート投資法人 本店
（東京都港区新橋一丁目18番1号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）